



輪島市

令和6年能登半島地震で被災された

市民の皆さまへ

主な生活支援制度

令和6年2月26日発行

※記載している内容は発行時点のものです。制度改正などにより、支援内容が変更となる場合があります。



給付・貸付



住宅



税金



公的な支払い



事業所(者)支援

01 災害弔慰金・災害障害見舞金



・災害弔慰金

対象	区分	金額
令和6年能登半島地震により死亡された方の遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母、同居兄弟姉妹等)	死亡された方が生計維持者	500万円
	上記以外の方	250万円

市で把握しております対象のご遺族の方には、別途ご連絡します。

・災害障害見舞金

対象	区分	金額
令和6年能登半島地震により重度の障害を受けた方 (両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)	生計維持者	250万円
	上記以外の方	125万円

問合せ 被災者生活再建支援室
☎ 0768-23-4871 (9時~17時)

02 石川県義援金(一次配分)



○全住民一律 5万円

市内に住民登録をされていた方を対象に義援金を配分します。詳しくはホームページ又はコールセンターにお問い合わせください。



申請 オンライン、郵送(2月26日~)
窓口(準備中)

問合せ 義援金(特別給付分)コールセンター
☎ 0120-102-829 (9時~18時)

○人的・住家被害

人的被害

区分	対象	金額
死者 行方不明者	住民登録があり、死亡した事実が死亡診断書等により証明された方(災害関連死含む)	20万円/人
重傷者	1か月以上の治療を要する負傷を負った方	10万円/人

住家被害

区分	対象	金額
全壊	生活していた住家が左記の被害認定を受けた世帯	20万円/世帯
大規模半壊		15万円/世帯
中規模半壊		10万円/世帯
半壊		5万円/世帯

申請方法

死者・行方不明者、全壊、大規模半壊

災害弔慰金や被災者生活再建支援金基礎支援金の支給に合わせ配分しますので申請不要です。

重傷者、中規模半壊、半壊

被災者生活再建支援窓口(市役所1階ギャラリースペース)や郵送で申請できます。



問合せ 被災者生活再建支援室

☎ 0768-23-4871 (9時~17時)

03 輪島市義援金(準備中)



配分対象、配分額、申請方法が決まり次第お知らせします。

問合せ 被災者生活再建支援室

☎ 0768-23-4871 (9時~17時)

04 被災者生活再建支援金



生活されていた住宅の被害程度に応じて支援金を支給します。

支給額（一人暮らしの場合は3/4の額）

り災の程度	基礎支援金	加算支援金※1
全壊	100万円	50万円～200万円
大規模半壊	50万円	50万円～200万円
中規模半壊	－	25万円～100万円
半壊※2	－	25万円～100万円

※1 生活される住宅の再建方法により加算支援金の額が変わります。

※2 県、市の独自制度になります。

問合せ 被災者生活再建支援窓口
市役所1階ギャラリースペース
(9時～17時)

被災者生活再建支援室コールセンター
☎ 0768-23-4872 (9時～17時)



05 緊急の生活費の貸付



当面の生活費を貸し付けます。(返済が必要)

対象 能登半島地震により被災し、当面の生活費を必要とする世帯

期間 据置期間：1年以内
償還期間：2年以内

貸付額 1世帯10万円(状況により20万円)

問合せ 市社会福祉協議会 ☎ 0768-23-0783
" 門前支所 ☎ 0768-42-0772



06 緊急修理費用の補助



住宅にブルーシートを張る費用を補助します。
※DIYやボランティア、空き家、納屋、車庫等は対象外

修理期限 2024年3月31日(日)までに完了

限度額 1世帯5万円まで
※費用は市から施工業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

申請 修理依頼は被災者本人が直接業者に依頼してください。申請書等は業者が作成します。

問合せ まちづくり推進課
☎ 0768-23-1156
メール：machi@city.wajima.lg.jp



07 応急修理費用の補助



生活されていた住宅に引き続き住むために、生活に必要な不可欠な部分を応急修理する費用を補助します。

対象 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊した世帯

修理期限 2024年12月31日(火)までに完了

限度額 全壊・大規模半壊・
中規模半壊・半壊
706,000円
準半壊
343,000円



※費用は市から施工業者に直接支払います。限度額を超える部分は自己負担となります。

申請 本制度を利用する修理依頼は被災者本人が直接業者に依頼する。

問合せ 被災者生活再建支援室
☎ 0768-23-4871 (9時～17時)

08 家屋等の公費解体(準備中)



被災した家屋等を、申請に基づき輪島市が所有者に代わって解体・撤去します。

対象 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された家屋(非住家を含む。)



09 災害ごみの回収



期間 2月1日～当面の間

出し方 種類ごとに分別して出す

08、09の問合せ

被災者生活再建支援室
コールセンター

☎ 0768-23-4872 (9時～17時)



10 みなし仮設住宅



条件を満たす賃貸住宅に住む場合、家賃や共益費などの経費を市や県が負担します。

対象 住居が全壊等の被害を受け、住宅の確保が困難な方

入居期間 入居日から2年以内

対象経費 家賃・敷金・礼金・仲介手数料など(家賃等に限度額あり)

申請 輪島市役所又は物件のある市町

問合せ 被災者生活再建支援室
☎ 0768-23-4871 (9時～17時)
メール：saiken@city.wajima.lg.jp



11 市税の申告・納付等の延長



対象 全ての税目について、1月1日以降に到来する申告、申請、請求、届出等の提出・納付等の期限が延長

問合せ 税務課
☎ 0768-23-1126



12 国民健康保険税

後期高齢者医療保険の減免



内容（り災証明書の判定結果）	
全壊	全額免除
半壊～大規模半壊	半額免除

13 介護保険料の減免



対象 介護保険第1号被保険者(65歳以上)

内容（り災証明書の判定結果）	
全壊	全額免除
半壊～大規模半壊	半額免除

12、13の減免制度の申請は、不要です。

問合せ 税務課 ☎ 0768-23-1126

14 医療機関等の窓口支払い免除

(国民健康保険・後期高齢者医療)



医療機関等の窓口で申告すると、窓口負担の支払いが不要になります。

対象 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡された方など

期間 2024年4月30日(火)まで

申請 医療機関等の窓口で対象者であることを申告(後日、申請が必要な場合があります。)

問合せ 市民課 ☎ 0768-23-1124



15 障害福祉サービス等に係る利用料の減免



障害福祉サービス事業所等の窓口で申告すると、利用料等が免除されます。

対象 ○全半壊、全半焼、床上浸水等
○生計維持者が死亡・重篤な疾病、行方不明、業務廃止・休止、失職・収入がない等

期間 2024年4月30日(火)まで

問合せ 福祉課障害福祉係 ☎ 0768-23-1161

16 介護サービス利用料の免除



介護サービスの窓口で申告すると、利用料の支払いが不要になります。

対象 ○全半壊、全半焼、床上浸水等
○生計維持者が死亡・重篤な疾病、行方不明、業務廃止・休止、失職・収入がない等

期間 2024年4月30日(火)まで

問合せ 福祉課長寿支援室
☎ 0768-23-1159

17 児童扶養手当の所得制限の解除



所得制限が解除され、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

(所得の状況によっては受け取った手当を返還いただく可能性があります。)

対象 住宅・家財等の財産の概ね1/2以上の損害を受けた方

期間 被災した月～翌年10月分

問合せ 子育て健康課 ☎ 0768-23-0082

18 母子父子寡婦福祉資金の償還猶予



申請から1年以内の範囲で償還を猶予できます。

対象 災害により償還を行うことが困難になった方

期間 申請から最大1年間

問合せ 子育て健康課 ☎ 0768-23-0082

19 交通災害等遺児すこやか資金



能登半島地震で生計を一にする父若しくは母又は父及び母以外の扶養者を失った遺児(中学生以下のお子さん)を養育する方に対し、一時金を支給するものです。遺児1人につき、5万円を支給します。

対象 石川県内に居住する遺児と生計を一にする父母等

申請 死亡診断書、住民票、振込先のわかるものを持参し窓口へ

問合せ 石川県能登北部保健福祉センター
地域支援課 ☎ 0768-22-4149

20 保育料の減免(準備中)



減免の詳細は、決まり次第お知らせします。

問合せ 子育て健康課 ☎ 0768-23-0082

21 中小企業・小規模事業者 への特別相談窓口の設置



対象 災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者



輪島商工会議所

問合せ 輪島商工会議所
☎ 0768-22-7777
門前町商工会
☎ 0768-42-0360



門前町商工会

22 能登事業者支援センターの 開設



内容 事業再建に向けた経営相談、補助金・融資・雇用維持等の支援制度に関するお問い合わせなど、能登の事業者の皆様からの様々なご相談に対応します。



問合せ 能登事業者支援センター
☎ 0768-26-2380
10時～17時（土日・祝日を除く）

23 なりわい再建支援事業



壊れた施設・設備の修繕や倒壊した施設の建て替えを支援します。



対象経費 工場、店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧に関する費用など

補助上限 15億円（一部5億円まで定額補助）
※定額補助には要件あり

補助率 中小企業・小規模事業者 3/4
中堅企業 1/2

申請 公募期間など、詳細が決まり次第お知らせします。

問合せ コールセンター
☎ 0570-076-225

24 農林水産相談窓口



対象 災害の影響を受けた農林漁業者



問合せ [農業・畜産・林業]

石川県

奥能登農林総合事務所

企画調整室 ☎ 0768-26-2322

※収入保険の保険料支払期限の延長・補填金の支払い

石川県農業共済組合 ☎ 076-239-3111
[漁業]

石川県漁業協同組合 ☎ 076-234-8815

25 雇用保険の基本手当の 特例措置



災害により休業した場合や一時的に離職した場合、雇用保険の基本手当を支給します。



対象 被災した地域内の事業所で勤務していた方

問合せ 奥能登ハローワークコールセンター
☎ 070-4085-6584

26 雇用調整助成金の特例措置



対象 地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主（最近1か月の生産指標が前年同期より10%以上減少）



期間 休業または出向の初日が
2024年1月1日(月)～6月30日(日)

助成率 大企業 1/2 → 2/3
中小企業 2/3 → 4/5

問合せ 奥能登ハローワークコールセンター
☎ 070-4085-6281

雇用調整助成金コールセンター
☎ 0120-603-999

LINEで最新の情報を発信

輪島市の公式LINEでは、最新の支援情報や防災情報を発信していますので、ぜひご登録ください。

